

特定調達公告

島根県原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借に係る一般競争入札の実施

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

島根県知事 丸山 達也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借 一式
（機器調達、設置、配線、調整、保守等一式）

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(4) 納入期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

(5) 納入場所

入札説明書及び仕様書のとおり

2 入札方法

(1) 入札金額は、仕様書に記載した機器賃貸借に係る月額賃借料の 60 ヶ月分の合計額とする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
 - (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「4 機械器具類」小分類「(5)電気通信機器」）に登録されている者であること。
 - (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
 - (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
 - (7) 入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。
 - (8) 24 時間の保守体制を有し、故障発生との連絡から 1 時間以内に現地に係員が到着して対応ができること。
- 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先
- 〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地
島根県防災部原子力安全対策課原子力防災対策室
T E L 0852-22-5668 F A X 0852-22-5600
電子メール gen-an@pref.shimane.lg.jp
- 5 入札説明書の交付等
- (1) 入札説明書の交付
- ア 交付期間
- 本公告の日から令和 7 年 7 月 3 日（木）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- イ 交付場所
- 4 の場所とする。また、同内容を島根県ホームページに掲載する。
- (2) 入札説明会
- 実施しない。
- 6 入札参加希望者に要求される事項
- (1) この入札に参加を希望する者は、令和 7 年 7 月 4 日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年7月16日（水） 午前10時まで

イ 場所

令和7年7月15日（火）までは4の場所とし、それ以降は(2)のイの場所とする。
なお、郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年7月16日（水）午前9時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月16日（水） 午前10時

イ 場所

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県庁6階 防災センター室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額を契約に係る賃貸借期間の月数で除し、12 を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約に係る賃貸借期間の月数で除し、12 を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することができる。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部原子力安全対策課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Shimane nuclear disaster prevention network system (Including procurement of machinery and tools, instillation, wiring, adjustment, maintenance etc.), 1 set

(2) Delivery Deadline : 31 March 2026

(3) Lease period : From 1 April 2026 to 31 March 2031

(4) Deadline for Tender Submission : 10:00 a.m. July 16, 2025

(Tenders submitted by post must arrive no later than 9:00 a.m. on 16 July 2025)

(5) Contact Information : Nuclear Power Safety Policy Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5668